申請日：20 年 月 日

日本検査キューエイ株式会社

計画管理部長　　行

**事業所別登録証発行申請書**（ □ 現在受けている審査に基づく発行申請）

（本申請書は発行希望の**登録番号**毎にご提出ください。）

JICQA受理印

|  |  |
| --- | --- |
| 組織／事業所 |  |
| 連絡担当者所属・役職 |  | 連絡担当者氏　　名 |  |
| 規格の種類 |  | 登録番号 |  |

**事業所別登録証について**

・事業所別登録証は、現在発行している登録証（正本）情報に基づき発行します。

・JIS Q 9100、FSSC22000、JFS-Cの規格につきましては、本サービスの対象外です。

・詳細は「事業所別登録証発行サービスのご案内」をご覧ください。

**【事業所別登録証発行希望の事業所情報記入欄】**

・下表の左欄に、発行を希望される事業所（登録事業所）の名称をご記入ください。記入欄が不足している場合は、表を拡張してください。

・事業所別登録証に記載する登録事業所の活動範囲は、登録証（正本）に記載している“登録範囲に含まれる事業所”毎に“[　]”で表記している活動内容を転記します。活動範囲の表記の変更をご希望の場合は、下記の申請内容記入表に、変更案をご記入ください。その場合、登録証（正本）の表記も併せて変更する必要があるため、変更審査が必要となります。変更審査は、現在実施中または次回の定期審査（サーベイランス審査、更新審査）と同時に実施可能です。次回の定期審査がまだ先の場合は、弊社から送信する「登録情報確認表」を返却されるタイミングで本申請書をご提出願います。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **発行****番号順** | 発行希望の事業所（登録事業所）の名称 | 活動範囲の表記の変更案**（希望の場合のみご記入ください。変更審査が必要になります。）** |
| ① |  |  |
| ② |  |  |
| ③ |  |  |
| ④ |  |  |
| ⑤ |  |  |
| ⑥ |  |  |
| ⑦ |  |  |
| ⑧ |  |  |
| ⑨ |  |  |
| ⑩ |  |  |

\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*

**JICQA使用欄：**

|  |
| --- |
| 計画管理部使用欄:　□本申請に基づき事業所別登録証を発行*（計画管理部→登録部）*　□現在実施中の審査に併せて事業所別登録証を発行　　審査TL：　　　　　　は下記「審査TL確認欄」をチェックの上、報告書と併せて本申請書を支援スタッフに提出　　*（計画管理部→審査TL/cc:支援スタッフ→（審査実施後）→支援スタッフ→登録部）*　□次回審査　　　　において、審査TL：　　　　　　は変更審査を実施し登録証記入内容を変更し、併せて事業所別登録証を発行　*（計画管理部→審査TL/cc:支援スタッフ→（審査実施後、登録証記入内容確認表と共に）→支援スタッフ→登録部）* |
| 審査TL確認欄：*（審査プロセスが進行中の申請の場合は、審査TLは下記をチェックし報告書とともに支援スタッフに提出のこと）*　□本審査は、登録証記載内容に変更なし。　　　□サーベイランス審査単体のため、現在の主要業務に基づき事業所別登録証を発行　　　□上記以外（更新、単独変更審査等）の審査である為、登録証（正本）の主要業務に基づき事業所別登録証を発行□本審査は、登録証記載内容に変更あり。変更した登録証（正本）の主要業務に基づき事業所別登録証を発行 |
| 登録部使用欄： |

**事業所別登録証発行サービスのご案内**

【事業所別登録証とは】

・ 登録証(正本)の“登録範囲に含まれる事業所”から任意に抽出した事業所に関して記載した登録証です。

・ 事業所別登録証に表記される内容は、下記表記例の通りです。

・ 事業所別登録証の有効性は登録証(正本)の有効性に依存しますので、正規の登録の証明には登録証(正本)をご使用ください。

・ 事業所別登録証の用途は、該当の事業所での掲示を意図しています。

・ 本事業所別登録証のデザインはIAF MD1:2018要求事項に基づいています。

【事業所別登録証発行サービスの内容について】

1. 1事業所につき1通の事業所別登録証（和文のみ）を発行します。発行料金は10,000円／通です。副本および英文のご注文はお受けできませんのでご了承ください。また、登録事業所の所在地を非表示又は概略表示することはできません。
2. 事業所別登録証を発行又は再発行を希望される毎に、「事業所別登録証発行申請書」をご提出ください。
3. 発行された事業所別登録証は、有効期限内は使用できます。変更審査により、発行された事業所別登録証の表記内容が変更される場合は本申請書をご提出ください。更新審査では有効期限が延長されるため、本申請書をご提出ください。
4. 変更審査により登録証（正本）の内容に変更が生じても、事業所別登録証の表記内容に影響がない場合、有効期限内は、お手持ちの事業所別登録証を引き続きご使用いただけます。
5. 事業所別登録証は、ご連絡担当者様宛に送付いたします。
6. 発行費用は、他の請求に含めず、個別にご請求担当者様に請求いたします。

【お問い合わせ先】

事業所別登録証に関するお問い合わせは、弊社営業部にお願いします。

Tel：03-5541-2752　Fax：03-5541-2760

**事業所別登録証表記例（以下URLからもご覧いただけます）**

[**https://www.jicqa.co.jp/iso/tourokusyo\_sample\_2.html**](https://www.jicqa.co.jp/iso/tourokusyo_sample_2.html)

****